

三障第 1060 号の 2
令和 5 年 3 月 31 日

三田聴覚障害者協会 会長 [REDACTED] 様
三田手話サークル 礎 会長 [REDACTED] 様
手話サークル なごやか 会長 [REDACTED] 様

三田市長 森 哲 男



三田市意思疎通支援事業の充実に係る要望書について（回答）

春暖の候、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。
平素は、市政の推進に格別のご理解をいただき厚くお礼申しあげます。
標記要望書について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 手話を言語とするろう者の学びを保障するために、三田聴覚障害者協会からの学習会等、手話通訳が必要な場合は無料で派遣できるようにしてください。

聴覚障害者と健聴者の意思疎通を円滑に行うための意思疎通支援者（要約筆記者・手話通訳者）の派遣事業については、現在、障害者差別解消法や三田市民みんなの手話言語条例・三田市障害者共生条例等の施行により、合理的配慮の提供や意思疎通支援者配置の理解が広まり、聴覚障害者の社会参加を促進するために積極的に活用されています。

これまでのご要望をふまえ、新年度より、聴覚障害者等で構成する団体が実施される学習会を含め、組織維持のために必要な活動に対し、意思疎通支援者派遣費用を公費負担で対応してまいります。

2. 地域で聴覚障害者も共生して暮らせるよう自治会等からの派遣申請に対しても、手話通訳が無料で派遣できるように広げてください。

市では、三田市障害者共生条例の理念に基づき、障害者への理解がより進み、行政はもとより、市民や団体、事業者による合理的配慮の提供が促進されることを目指しています。そのため、ご要望をいただきました意志疎通支援者の派遣においては、事業を主催する団体・事業者が派遣にかかる費用を負担していただくことを原則と考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、自治会等の役員として聴覚障害者が在籍する場合において、組織維持のために必要な活動である総会や役員会等への意思疎通支援者派遣費用につ

いては、市が全額公費負担をしているところです。

今後も引き続き、合理的配慮の提供が進むよう、市として積極的に呼びかけを行ってまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

<お問い合わせ>

三田市 共生社会部 福祉共生室 障害福祉課

(TEL 079-559-5075、FAX 079-562-1294)